

# 仕 様 書

## 1 業務名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務

## 2 概要

紫電改は先の大戦末期に日本の航空技術の粋を集めて開発された飛行機であり、日本で唯一、実機を展示している紫電改展示館では、引き揚げられた久良湾を望みながら実機と向き合い、そこに刻まれた歴史や、まつわる人々の想いに触れることで、恒久平和の大切さをより深く伝える場とすることをコンセプトに、リニューアル事業に取り組んでいる。

この事業を進めるにあたり、「紫電改を通じて戦争の記憶や歴史の教訓を全国の方々と共有し、平和について考えるきっかけにしたい」との思いで令和7年度に実施したクラウドファンディングでは、多くの御寄附と温かい応援メッセージが寄せられた。

頂戴した寄附金を活用し、史実をより正確に後世へ伝え、来館者がより深く学びを得られるよう、貴重な記録のデジタルアーカイブ化やオーディオガイドの導入など、平和への理解を一層深めるためデジタル技術を用いた展示の充実を図ると共に情報発信を行うことで、紫電改展示館への誘客促進に活用することとしている。

紫電改展示館デジタル展示等製作業務（以下、「本業務」という。）は、紫電改や紫電改にまつわる史実について、理解をより深めてもらうことができるよう最新のデジタル技術を用いて、現在製作中の新展示館の展示内容を補完、あるいは展示内容と連動するコンテンツなどを製作することを主目的として実施するものである。

## 3. 委託期間

契約締結の日から2027（令和9）年3月19日まで

## 4. 委託料上限額

55,914,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※業務の予算執行内訳について、実績報告を行うこと。

## 5 業務の内容

### （1）業務実施の前提

本業務は、現在、建設を進めている紫電改展示館の展示内容を補完あるいは展示内容と連動するコンテンツを製作するために実施する業務委託であることから、既に製作を開始している新展示館の展示製作内容を踏まえて実施すること。なお、新展示館の展示製作内容については別添「紫電改展示館新築展示製作（展示図）」を参考とすること。

また、デジタル展示等の製作に関して、本業務の実施にあたり利用を想定している資料は、愛媛県が所有する昭和53年の機体の発見から機体引揚げに係る資料である。愛媛県が所有するもの以外の資料を業務で利用する場合については、受託者において所蔵先の許可等を得る必要がある。

また、新しい展示館は展示スペースが限定的であり、すでに建屋工事及び展示物の製作が進捗しているため、建築工事や既発注業務における展示製作の内容に変更が生じる提案は実現が難しいが、効果が高い提案であれば、施工業者と調整を行うこともある。

#### 【サーバー環境等】

##### ① データセンター要件

- ・立地は日本国内であること。
- ・自家発電機を備える等、停電時に自動切替えを行い、最低72時間以上運用可能な体制とし、サーバ等システム運用に係る機器は、公的資格であるISO/IEC27001を取得していること。
- ・空調設備を冗長化し、サーバ運用に最適な湿度・温度を維持することとし、24時間365日常駐監視していること。
- ・サーバ等はコンテンツ数やアクセス数等が増加した場合においても、将来的な拡張が容易な構成とすること。
- ・データのバックアップを定期的を取得する等、サーバが失われた場合でも必要なデータを復元できるようにすること。

##### ② 表示速度

- ・快適に利用できるよう目安2.5秒以下の読み込み速度を担保すること。

##### ③ セキュリティ対策・要件

- ・部外からの侵入、不正アクセス、コンピュータウイルス攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、盗難等の脅威に対する万全な情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）を設置すること。
- ・愛媛県情報セキュリティポリシー、デジタルプロモーション実施時における留意事項など、愛媛県の情報システムに係る基本方針、規程に従うこと。

##### ④ モバイルフレンドリーの徹底

- ・スマートフォン利用を前提とすること。
- ・PC、タブレット等でも最適な形に自動調整して表示できる設計とすること。

##### ⑤ アクセス解析ツールの導入

- ・アクセス状況を計測するためのGA4等を導入すること。

##### ⑥ 運用保守費用

- ・運用保守費用の低減に努めること。なお、保守要件は別添「運用保守に関する想定

要件」を参照すること。

- ・受託者が用意するサーバ等は、ある程度の利用増を見込み、今後5年程度の運用中に追加コストが発生しないスペックとし、データベースを利用する場合も、サイトの目的を達成するために十分な機能を備えたものを用意すること。

#### 【試験運用の実施】

- ・令和8年12月中にはサイト構築を完了し、試験運用を開始すること
- ・試験運用期間中は受託者の責任において運用を行うこととし、障害等が発生した場合は直ちに対応を行うこと。

#### 【運用マニュアルの作成】

- ・県担当者等利用者が適切に運用可能なマニュアルを作成すること。

#### 【展示監修者等からの指導・助言】

- ・デジタル展示品の製作にあたり、誤った情報や偏った解釈を防止するため、歴史的、文化的背景に深い知見を持った学識経験者等に意見を求め、展示に反映させること。展示監修者等への謝礼等は受託者が負担するものとする。

## (2) 業務内容

### 【資料のアーカイブ化】

紫電改に関する資料について、デジタル化による保存と活用を促進するため、デジタルアーカイブを構築するものである。資料の情報を後世に継承するとともに、誰もが時間や場所を問わず、デジタル化した資料について閲覧を可能にし、より深く学びが得られ、平和への理解を深めることを目的とする。

#### (業務概要)

- 資料をデジタルデータ化する。なお、最低資料数として、110点程度とする。  
(想定：A3程度 約100点、A1～A0 約10点)
- (ア)のデータから公開用コンテンツ、公開用画面を製作する。  
基本機能として、データ搭載機能、フリーワードでの検索機能、画像閲覧機能、その他必要な機能を有する。
- 画像データからメタデータを作成する。(メタデータの項目、内容については本事業内容を踏まえ適切に設定し提案すること。)
- 作成したメタデータをデジタルアーカイブに搭載する。
- デジタルアーカイブシステムの管理者用操作方法の説明と取扱いマニュアルを作成する。
- インターネットを利用し、デジタルアーカイブコンテンツを公開する。
- 作成した成果物を指定する納品メディアに格納して納品する。
- デジタルアーカイブシステムは、公開後に情報追加、更新が可能な設計とする。

## (業務詳細)

### ア) デジタルデータ化

- ・対象となる資料を記載された文字がすべて判読可能となるよう十分な解像度を確保するようにデジタル化すること。

### イ) 公開用コンテンツの製作

- ・作成した保存用画像データの色調、明るさ、コントラストなどを調整した画像をインターネット上で配信可能な公開用画像の形式に変換すること。
- ・パソコンやタブレット端末上で動作するウェブブラウザを用いて閲覧できるデータであること。その際に、プラグインなどの特別なソフトウェアをインストールすることなく実行できるデータであること。

## 【デジタルガイド（音声ガイド）製作】

紫電改について史実をより正確に伝え、来館者がより深く学びを得られるよう、スマートフォン端末やタブレット端末を活用した音声によるガイドを導入することを目的とする。

## (業務内容)

### ア) 音声ガイドの構築

- ・「こども用ガイド」（小学校高学年対象程度）と「一般用ガイド」の2種類のガイドを製作すること。
- ・本業務には、音声ガイドの企画、構成、レイアウト、デザイン、取材、撮影、原稿作成、編集、翻訳、ナレーション、データ入稿等を含む。
- ・提案内容は自由提案とするが、以下の要件を満たすシステムであること。
  1. アプリケーションを利用する場合は、iOS アプリ、Android アプリで利用可能であること。
  2. ウェブブラウザでも本ガイドを体験できること。
- ・日本語のほか、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）に対応しており、利用者自身が画面上の操作で言語を選択可能であること。
- ・掲載コンテンツの内容が、音声だけでなく、テキストでも表示されるような仕組みであること。説明文が画面に収まらない場合は、スクロール機能を設定すること。
- ・通信費を除き、掲載コンテンツの視聴に費用を要しないこと。
- ・本ガイドは最低40人の同時利用が可能とすること。
- ・オフラインの状態でも音声ガイドの使用が可能とすること。
- ・音声ガイドの利用者数等の利用状況のデータが取得可能であること。

### イ) コンテンツ内容

- ・音声ガイドを聞きながら展示館内を巡ることができるスポットを選定すること。（スポット数は5箇所程度とする。）

- ・音声ガイドは利用者の操作で再生可能とし、再生ボタン及び一時停止ボタンにて、当該展示品の説明文同様の音声ナレーションの再生及び一時停止を行える仕様とすること。

ウ) 音声ガイダンス案内

- ・館内に音声ガイダンスを案内する解説パネルを設けること。記載内容、設置箇所は発注者の指示による。

【3 DCG 等のコンテンツ制作および公開】

- ・紫電改への理解をより深めてもらうことができるよう映像または CG 等を活用したコンテンツを製作し、デジタル技術を用いた体験型の新たな展示を製作すること。
- ・製作したコンテンツについては、スマートフォンやタブレット端末等を用いて、展示館内で観賞できるようにアプリケーションの構築や既存アプリケーションの活用、WEB サイト等の活用など、適切な方法により公開すること。一方で、展示館への来訪を検討している方にもアプローチできる効果的な手法があれば、合せて提案すること。
- ・解説は、日本語のほか、英語に対応し、利用者自身が画面上の操作で言語を選択可能であること。
- ・可能な限り、現在、着工している建築工事や展示製作の変更を伴わない内容で構築すること。

【その他独自提案】

上記以外の内容について、本事業の目的に合致する効果的な独自提案があれば積極的に提案すること。

6 業務成果物

(1) 成果物

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	業務着手前
CG 設計書	学識経験者等の意見も踏まえて、設計を行った設計書。	検収時
コンテンツデータ	公開用データ一式。	検収時
その他	保存用データ一式、事業実施にあたり委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
マニュアル	操作、運用において必要な内容を記載したマニュアルを委託者と受託者にて協議して作成。	検収時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの（紙面及び PDF データにて提供すること）	検収時

(2) 提出先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町4-1

愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

E-mail : toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。  
なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えいを行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。  
おって、疑義がある場合は県と協議することとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 作成物の製造に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (5) 県が提供する情報・資料等について、県の許可なく第三者に提供してはならない。
- (6) 本業務の実施に当たり、県が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、県が貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに返却すること。
- (7) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲

に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。

## サイト運用保守に関する想定要件

### 運用・保守要件

#### (1) 全般

- ・公開するサイト及び CMS は、24 時間 365 日の稼働を原則とすること。
- ・システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器に関して定期的な保守を行うこと。
- ・部外からの侵入、不正アクセス、コンピュータウイルス攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、盗難等の脅威に対する万全な情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ソフトウェアに対して、OS 等のパッチ適用、バージョンアップを行い、CMS がバージョンアップした後は動作確認とテストを実施し、問題がないことを確認すること。
- ・障害発見時は、迅速に本県担当者へ連絡すること。
- ・障害への対応は本県と調整し、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧およびデータ復旧の作業を行うこと。
- ・障害事後対策として、収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置、予防措置を講じること。

#### (2) システム監視

- ・システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- ・異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- ・セキュリティに関する理由等により、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに県に報告すること。
- ・具体的な監視項目の想定は以下のとおり。

#### 【監視項目】

ア ネットワーク稼働監視 イ ネットワーク負荷状況（トラフィック）

ウ サーバの稼働監視

エ プロセス監視（OS 系、アプリケーション系）

オ ログ監視

カ サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）

キ 不正侵入検知（ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出）

#### (3) サーバ上のファイルの改ざん等の防止

- ・サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。
- ・ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- ・不正侵入やファイルの改ざん等を検知した場合は速やかに県へ報告し、対策を講じるこ

と。

- ・障害時の早期回復のため、データのバックアップを定期的を取得する等、サーバが失われた場合でも必要なデータを復元できるようにすること

#### (4) 障害対応

- ・障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ・障害が発生した場合は、県に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。
- ・また、県が障害を発見した場合、電話、電子メールによる問い合わせに対応すること。
- ・データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- ・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ・障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

#### (5) バージョンアップ対応

- ・CMS に対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。

#### (6) お問い合わせ対応

- ・原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。ただし、緊急時は、県と協議の上対応すること。
- ・また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを県と協議の上、確実に実施すること。
- ・問い合わせの受付／回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

#### (7) 緊急時の対応

- ・休日／夜間であっても迅速に対応すること。
- ・緊急時の支援として、サイト管理者からの電話や電子メールでの作業依頼（必要なページの作成・更新作業等）に対応すること。

(別添)

## 紫電改展示館新築展示製作（展示図）

■ 整備コンセプト

「恒久平和の大切さを伝える公園として、平和学習の場を提供」 リニューアル基本方針より

■ 新展示館の位置づけ

- ・紫電改の展示施設とする。 実機を中心とした展示／紫電改に直接関係する方々やエピソードの展示／引き揚げや建物建設の経緯の展示
- ・ロケーションを最大限に生かした計画とする。 「実機、海、空」を中心とする建物構成と展示計画／公園との関係を強化／リニューアル基本方針に基づく

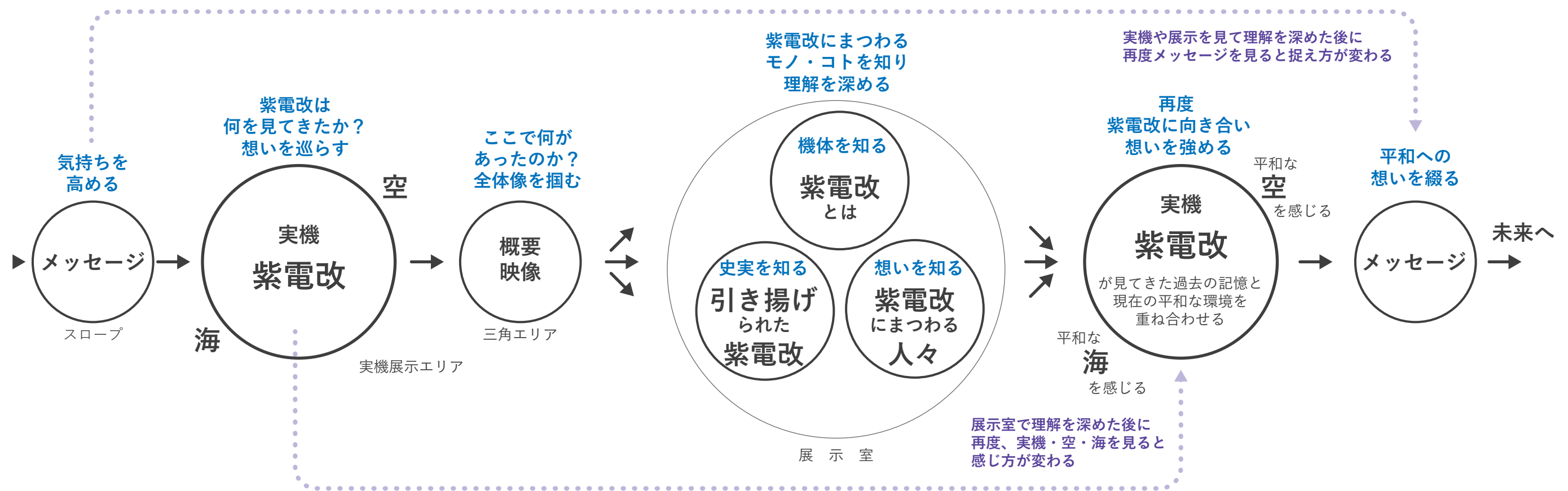
■ 展示コンセプト（案）

## 引き揚げられた紫電改 伝える史実 考える未来

久良湾の風景の中で、唯一無二の実機と向き合う  
紫電改に刻まれた史実、まつわる人々の想いを辿り、再び実機と向き合うことで、平和について考えるきっかけとする

■ 展示ストーリー（案）

実機と紫電改が伝える史実に向きあうことで、平和について考える契機となるストーリー展開。  
まずは久良湾の風景と実機に対面、その後に紫電改のもつ背景を知り、再度、実機と風景に対面することで、見方や感じ方に変化が起こり、より思考を深めることができる。  
メッセージの捉え方にも変化が生じ、その意図を深く考えるようになる。そして、自らの想いをメッセージとして綴ることで、平和学習の場へとつながる。

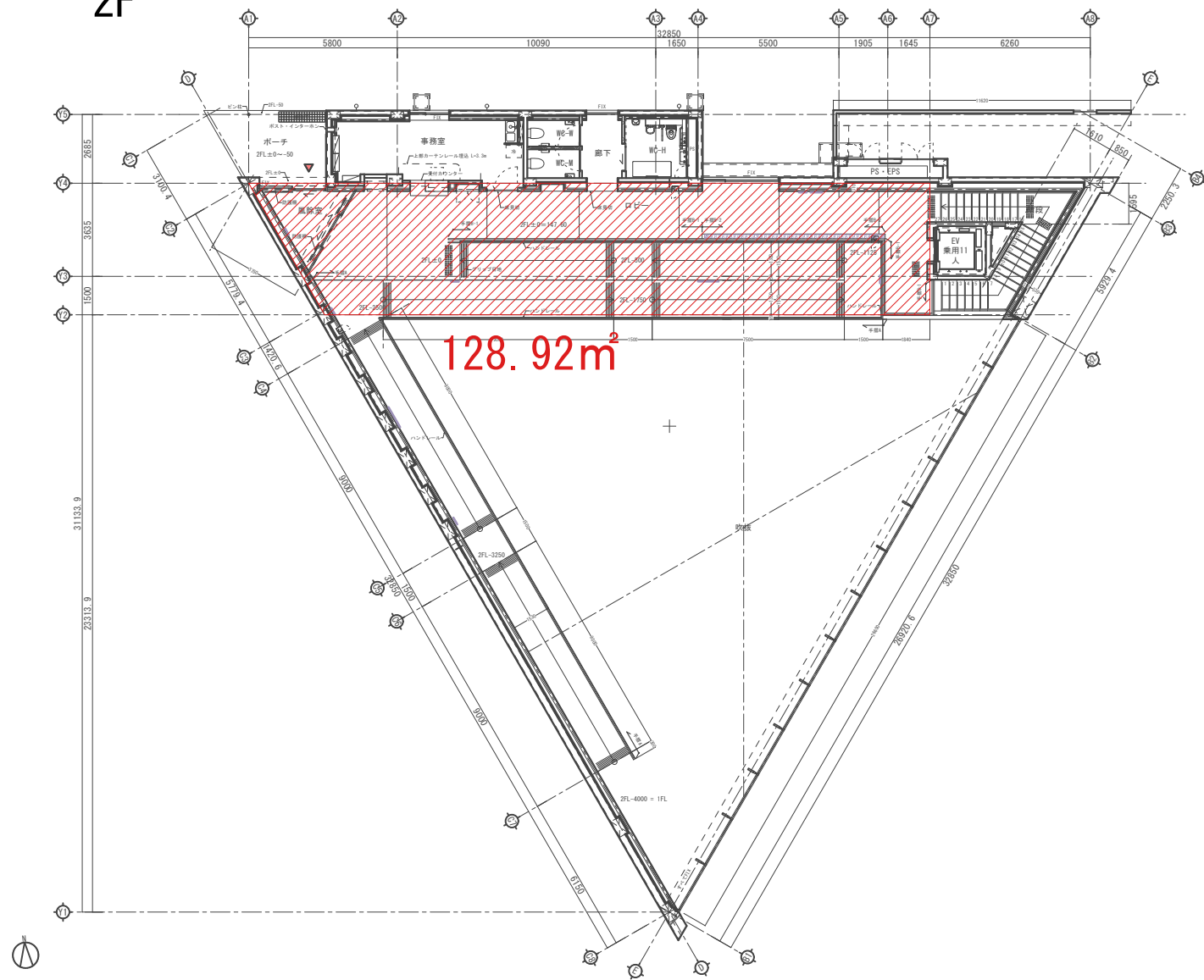


■ 展示内容（案）

<p>① メッセージウォール</p> <p>平和への想いのメッセージを壁面にデザイン</p> <p>・グラフィック</p>	<p>② 実機 紫電改</p> <p>空・海と共にシンプルに実機を見せる</p> <p>・実機 ・引き揚げエリア</p>	<p>③ 概要映像</p> <p>紫電改に関する概要を紹介する</p> <p>・概要映像</p>	<p>④ 紫電改とは</p> <p>紫電改の技術解説や開発経緯を実物部品と共に展示する</p> <p>・実物部品 ・解説グラフィック</p>	<p>⑤ 引き揚げられた紫電改</p> <p>引き揚げ時のようすを当時の写真を中心に紹介する</p> <p>・引き揚げ時の写真 ・グラフィック ・解説グラフィック</p>	<p>⑥ 紫電改にまつわる人々</p> <p>剣部隊や無帰還の6名の搭乗員、紫のマフラー、桜のエピソードなど「人」に焦点をあてて紹介する</p> <p>・実物資料（紫のマフラーなど） ・解説グラフィック</p>	<p>⑦ メッセージカウンター</p> <p>来館者の平和への想いを綴る</p> <p>・ハガキでメッセージを投函 ・メッセージの掲示</p>	<p>⑧ おわりに</p> <p>平和を継承していくことの大切さを伝える</p> <p>・ご挨拶パネル ・協力者パネル</p>
---	--	--	--	---	---	---	---

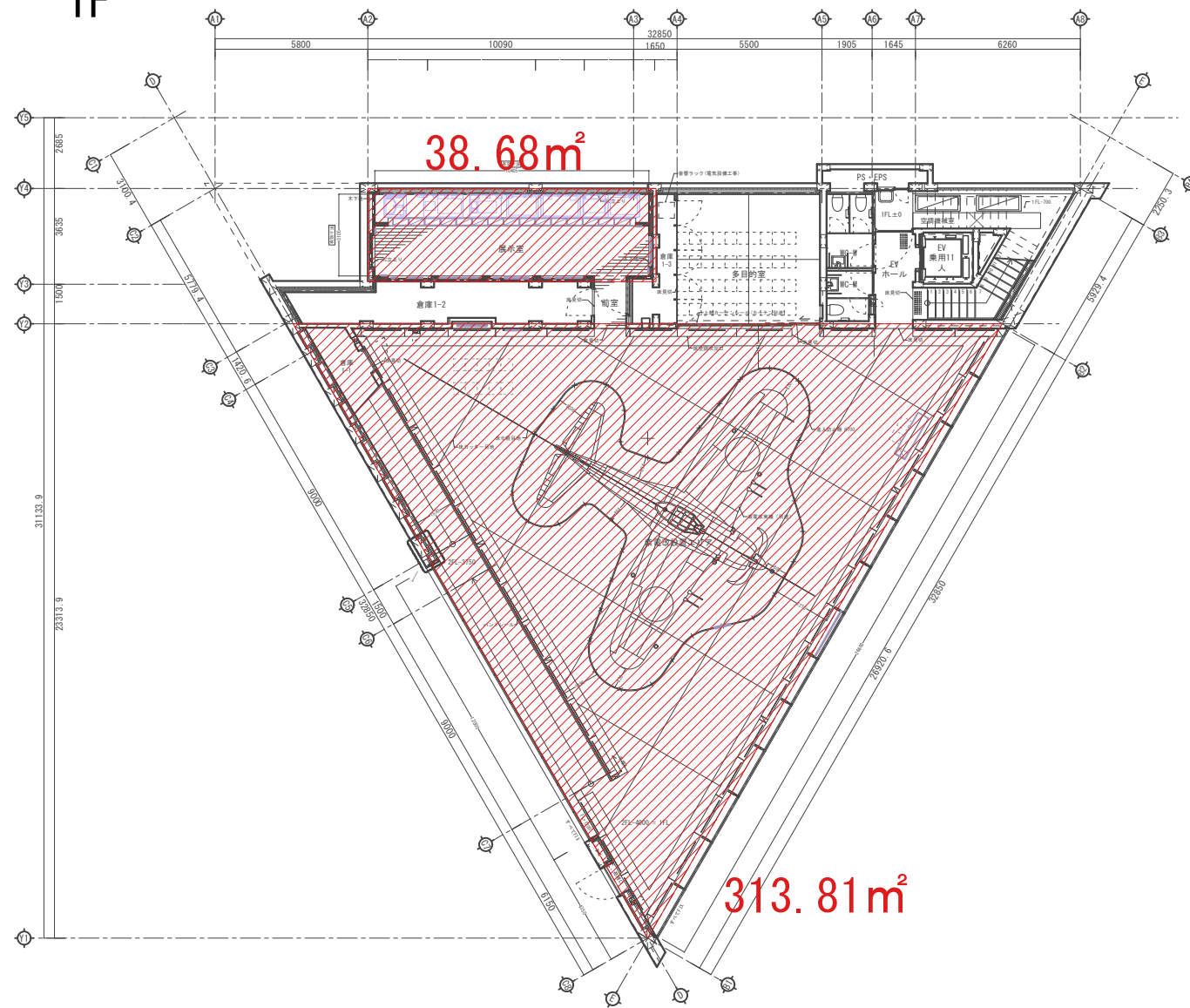
室名	大項目	ねらい	小項目/内容	種別	員数	備考	所有展示資料№		
スロープ	メッセージ（プロローグ）	館内を見る前の導入として、平和について考えるきっかけを与える。	問いかけ 体験者のコトバ	グラフィック グラフィック	3 4				
実機 展示エリア	実機 紫電改	空・海とともにシンプルに実機に向き合う。	実機	(実物資料)	—		A1		
			紫電改タイトル 紫電改お手触禁止	グラフィック グラフィック	1 8				
	概要映像	紫電改に関する概要を紹介する。	概要映像	紫電改開発／紫電改にまつわる人	映像	2	2本立て	C1再編	
				映像案内サイン(タイトル、時間、概要等)	機器	一式	モニタほか		
引き揚げエリア	引き揚げエリアを前面の景色と重ね合わせる	解説グラフィック		グラフィック	1				
展示室	0 導入 はじめに	現在に至るまでの経緯を紹介する	ゾーンサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
			紫電改の姿	完成写真	グラフィック	1			
			現在までの経緯	開戦～終戦／発見～現在	グラフィック	2			
			簡易年表	開戦→開発→剣部隊編成→不時着水→終戦→発見→引揚げ→現展示館 開館→新展示館開館	グラフィック	1			
			簡易地図	離陸、戦闘、発見位置など	グラフィック	1			
			当時の写真	引き揚げ時写真など	グラフィック	2			
	1 紫電改とは	<技術> 引き揚げられた紫電改の部品を中心に、当時の紫電改の写真、紫電改開発の流れから技術的な情報などを紹介。 川西航空機による開発の苦労、紫電からの改良点などについても触れる。 実物資料を中心とした技術解説。	ゾーンサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
			部品展示	部品 部品キャプション(番号表示)	(実物資料) グラフィック	一式 60		A2～60	
			紫電改解説	紫電改の概要 紫電改解剖図 開発経緯(強風→紫電→紫電改) 引き揚げ時写真 特徴解説(フラップ、エンジン等)	グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック	2 4 3 1 5			
			ゾーンサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
			引き揚げ経緯	発見から引き揚げに至った経緯	グラフィック	1			
			引き揚げ手順	引き揚げ当日の流れ	グラフィック	1			
	2 引き揚げられた紫電改	<出来事> 引き揚げまでの経緯、当時のようすを伝える。過去と現在、未来をつなぐ出来事として、<技術>と<想い>を結ぶ。	ゾーンサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
			引き揚げ時写真	発見から引き揚げに見守る人など	グラフィック	2			
			引き揚げ時写真	引き揚げ時、作業中、海底	映像／(静止画)	一式	ループ再生 静止画+キャプション 37枚	C4,C11～28,C32,D19	
			引き揚げ時写真	引き揚げ時、作業中、海底	機器	一式	スポット型プロジェクターほか		
			ゾーンサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
			コーナーサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
	3 紫電改にまつわる人々	<想い> 戦争末期、松山基地にて編成された、343空剣部隊を紹介。精鋭部隊として紫電改へ搭乗した戦闘機乗りたちの経歴や人となり伝える。※全ての隊員を公平に紹介できない旨を付記する配慮を行う。	三四三空剣部隊 紹介	三四三空 剣部隊とは 三四三空 剣部隊 簡易年表 ・エピソード 隊員たちの姿	グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック	1 1 1 9			
			3-1.三四三空 剣部隊						
3-2.未帰還の6名			未帰還の6名 紹介	タイトル+リード文 戦闘301新選組 武藤金義 29歳 戦闘301新選組 米田伸也 21歳 戦闘301新選組 今井進 20歳 戦闘407天誅組 溝口憲心 21歳 戦闘701維新隊隊長 鷲淵孝 25歳 戦闘701維新隊 初島二郎 22歳	グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック グラフィック	1 1 1 1 1 1			
3-3.地上からの想い			コーナーサイン	タイトル+リード文	グラフィック	1			
3-4.引き継がれた想い 引き継ぐ想い			「陽光桜」 子ども達の作文 作文展示用掲示板	引き揚げに尽力した人たち	引き揚げから引き継ぎへ 当時の新聞記事・資料・写真など	グラフィック グラフィック	1 5		
				引き揚げ時資料	資料のスクリーンデータ閲覧	(実物資料)	1	県所有の資料	
実機エリア ロビー	メッセージ（エピソード）	「平和」への想いをハガキに綴る。文字にすることで、自分なりの「平和」を考えたと共に、未来のだれかに宛てることで、守りたいものための「平和」に気づく。 また他人の平和への想いや考えも知る。	未来へのハガキ	メッセージカウンター 椅子 案内サイン(ハガキ書き方、掲示可否確認、注意事項など)	造作 (備品) グラフィック	一式 — 1			
	メッセージ（エピソード）		みんなのオモイ	ハガキ展示台 案内サイン	(建築工事) グラフィック	1 2			
ロビー	おわりに	平和を継承する場の大切さを伝える	ご挨拶 ご協力者	グラフィック グラフィック	1 1				
共通			注意喚起サイン(お手触禁止) 注意喚起サイン(撮影禁止)	グラフィック グラフィック	10 5				

2F



128.92m<sup>2</sup>

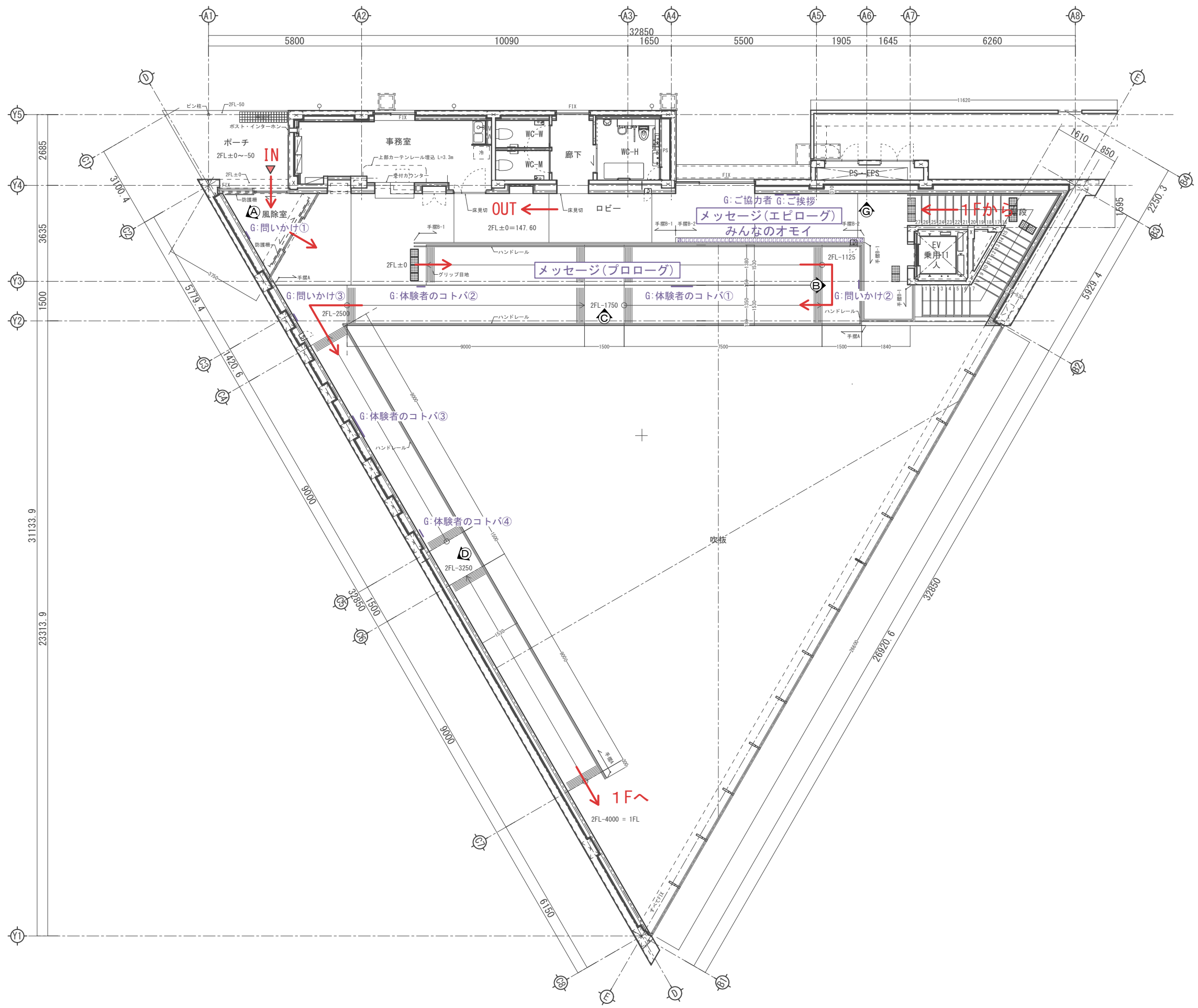
1F

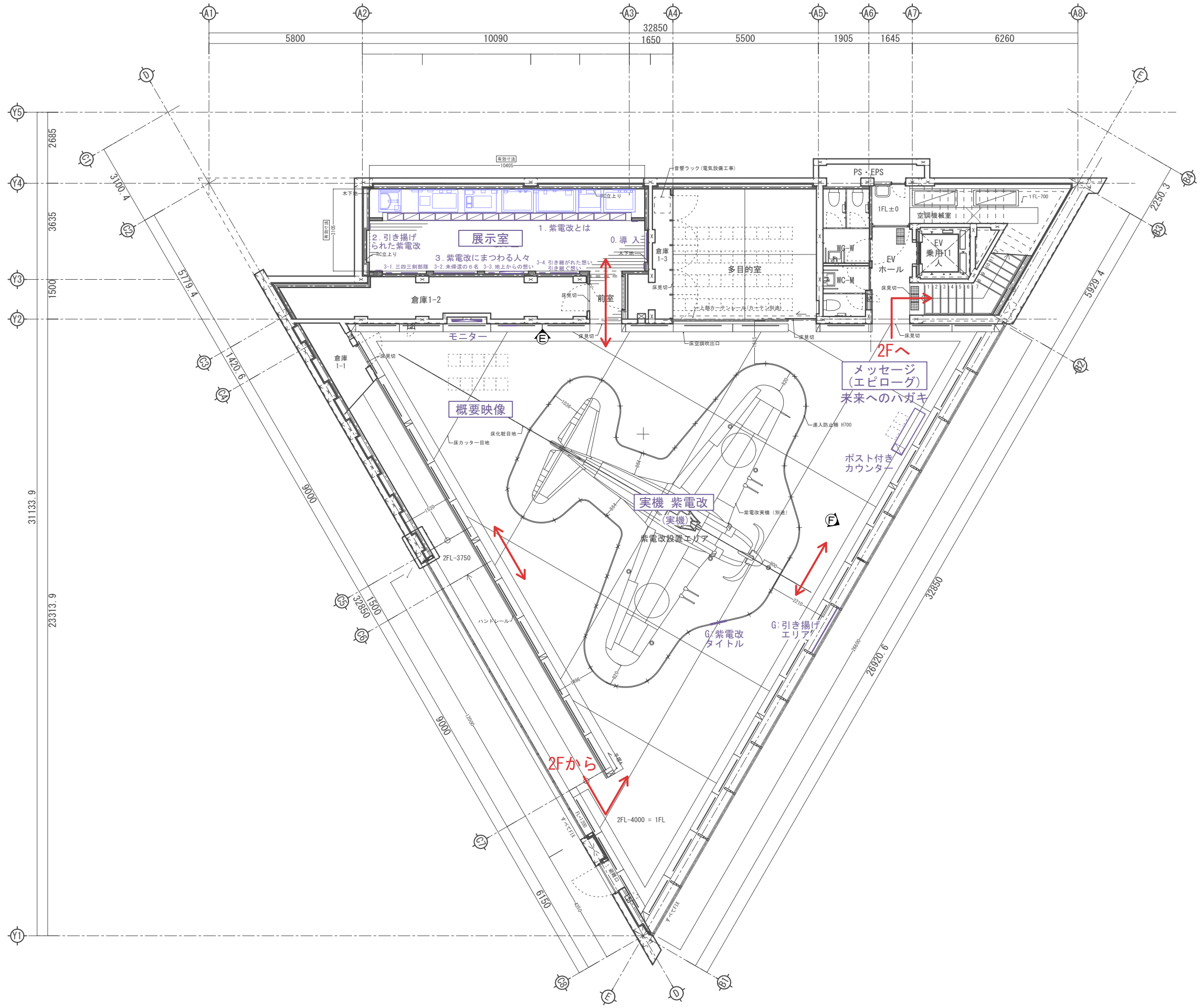


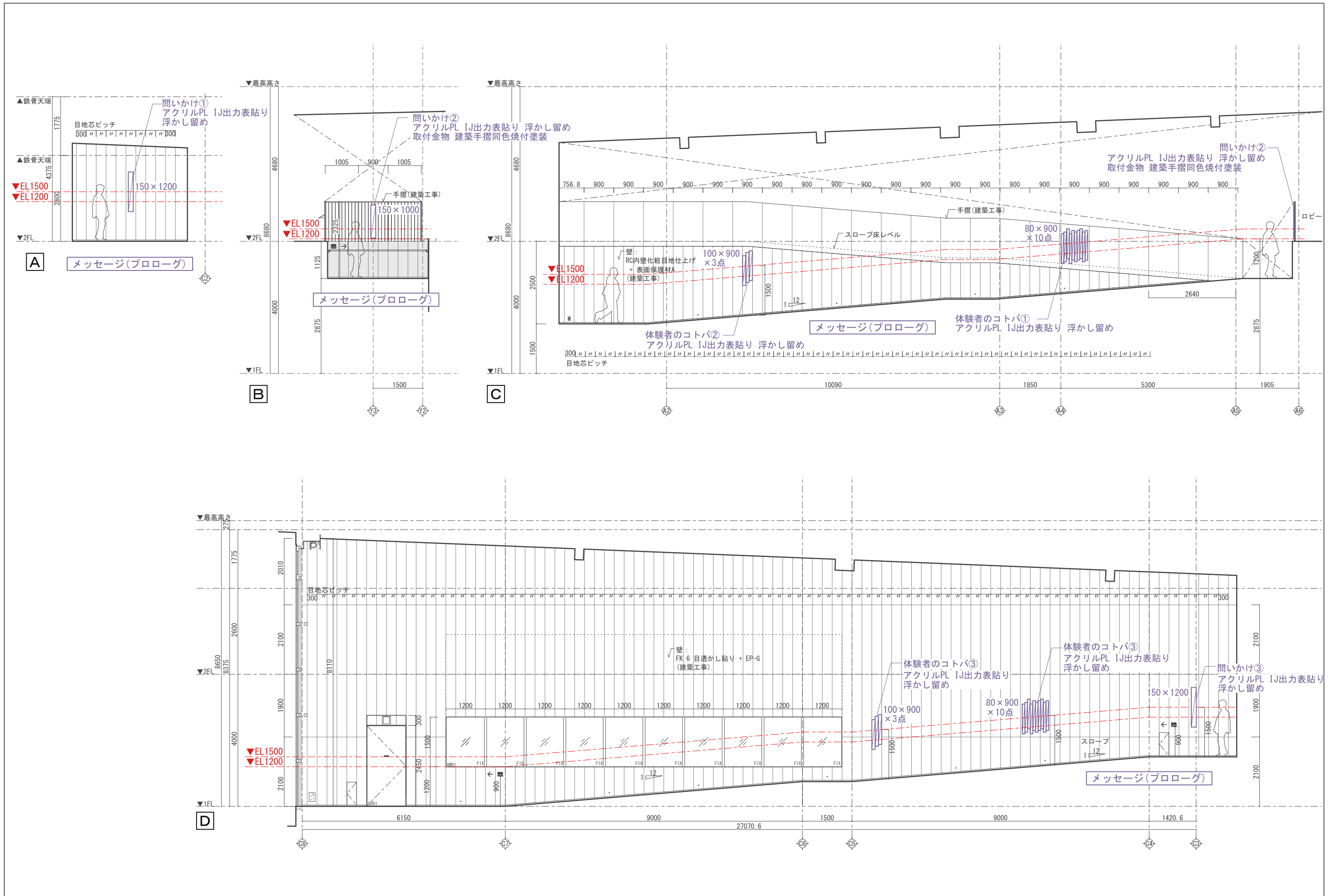
38.68m<sup>2</sup>

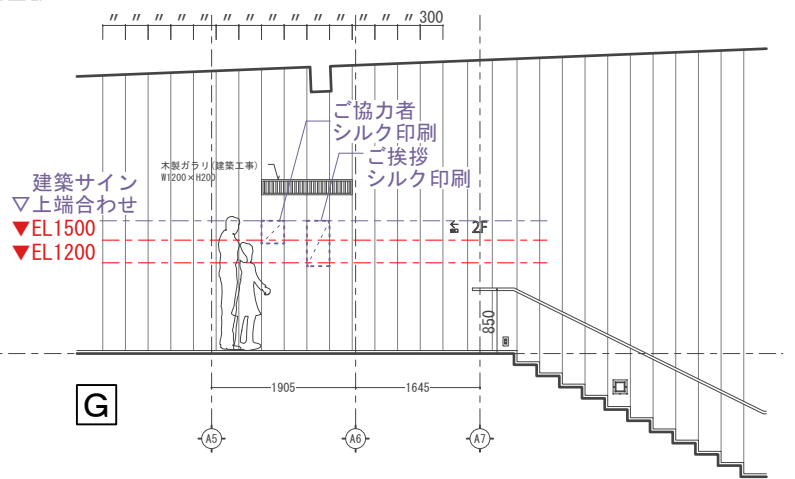
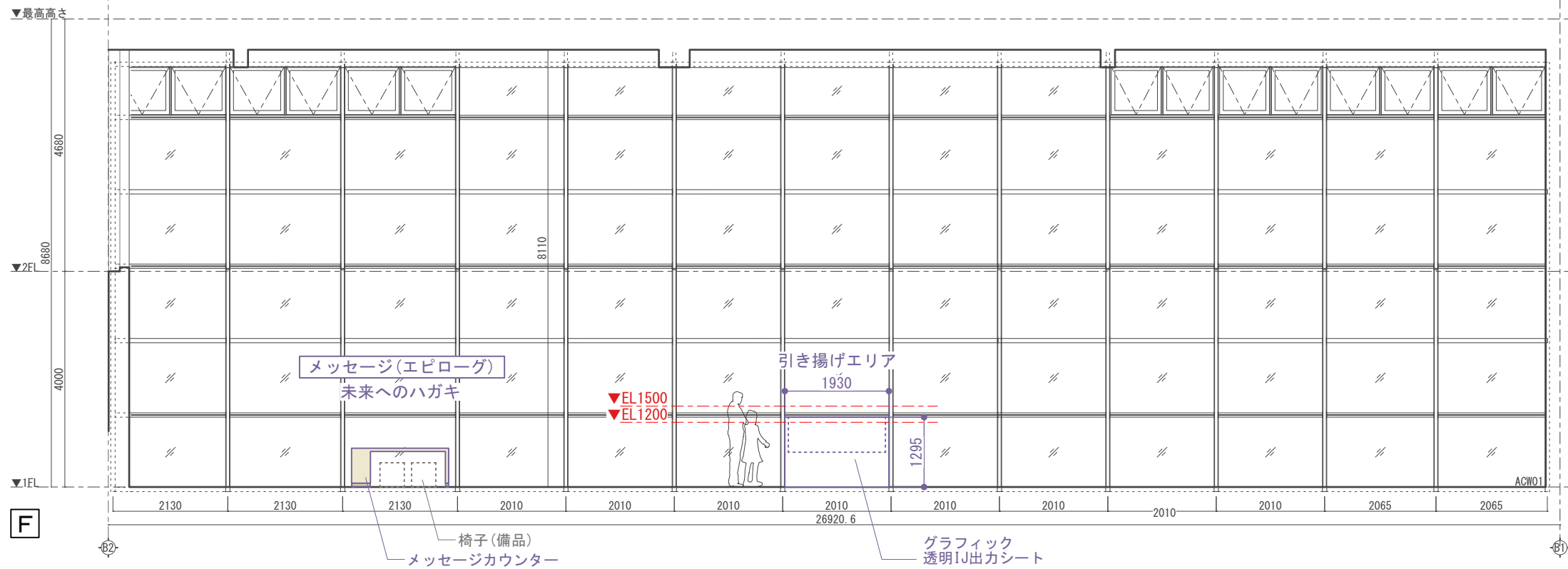
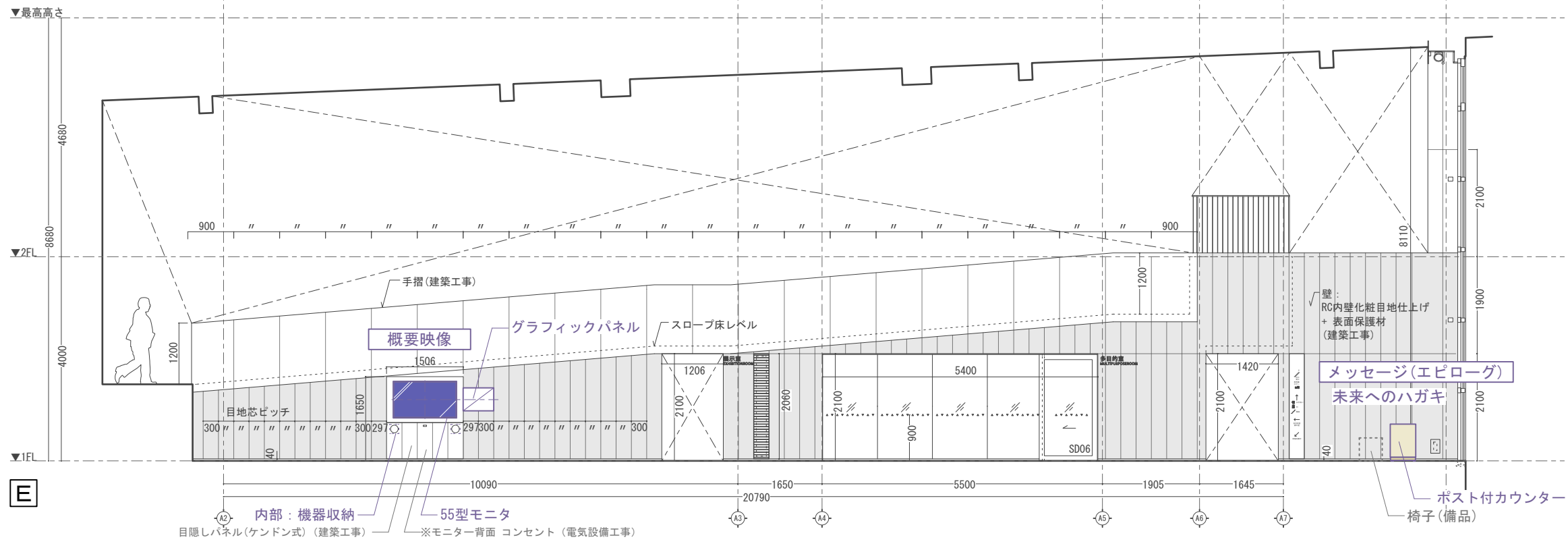
313.81m<sup>2</sup>

展示面積 : 481.41m<sup>2</sup>





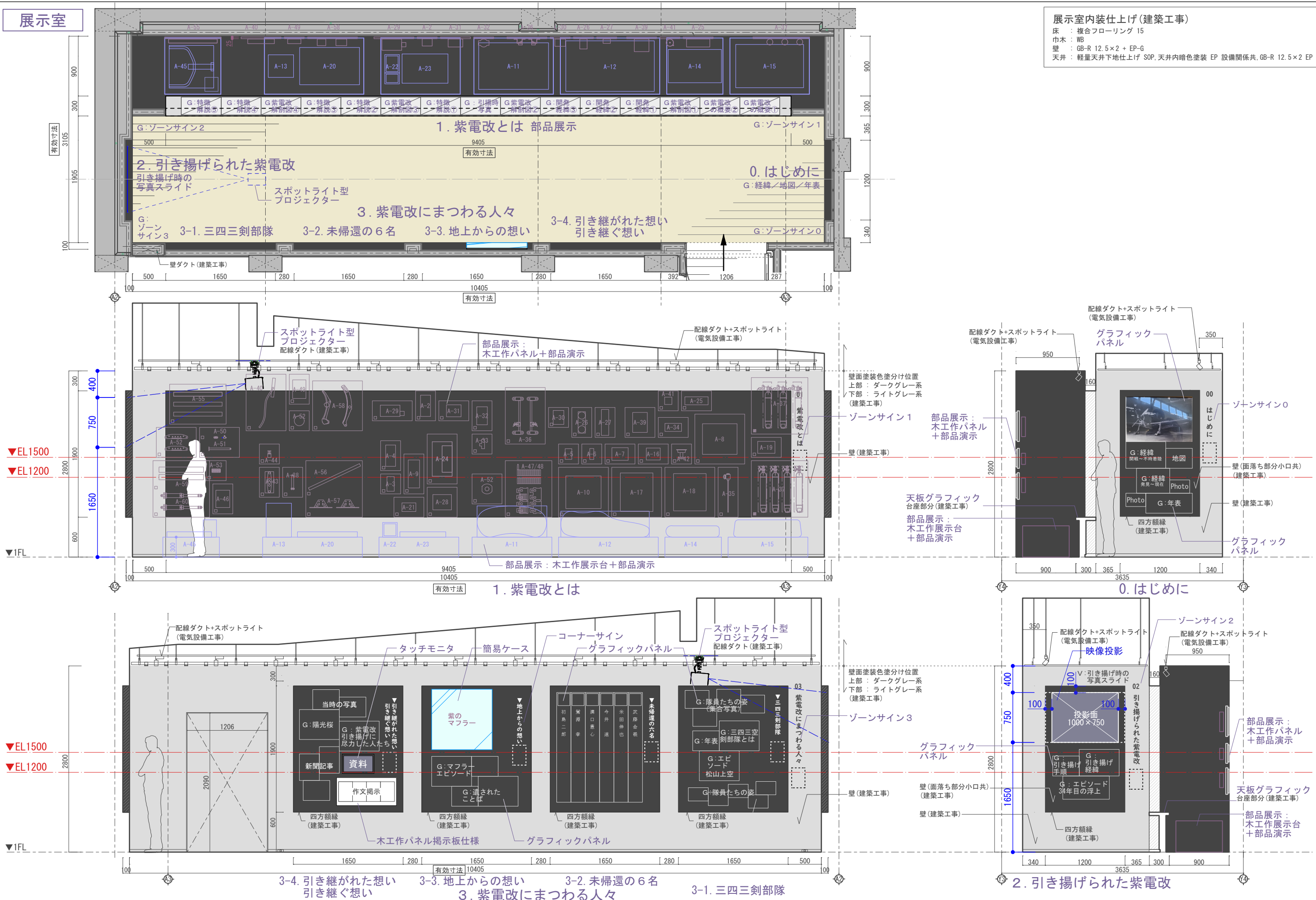




展示室

展示室内装仕上げ(建築工事)

床 : 複合フローリング 15  
 中木 : WB  
 壁 : GB-R 12.5×2 + EP-G  
 天井 : 軽量天井下地仕上げ SOP, 天井内暗色塗装 EP 設備関係共, GB-R 12.5×2 EP



室名	大項目	小項目/内容	No	仕様	サイズ	員数	翻訳(英) タイトルのみ	解説文	イラスト 描き起こし	著作物	備考	資料No 写真	資料No (参考)		
スロープ	メッセージ (プロログ)	問いかけ	GA-1	アクリル板+IJ出力表貼り 浮かし留め	150×1200/150×1000	2/1	○	—	—	—	※建築手摺への取り付け金物は手摺同色とする				
		体験者のコトバ	GA-2	アクリル板+IJ出力表貼り 浮かし留め	100×900×3点/ 80×900×10点	2/2	—	—	—	○	※抜粋文章				
実機 展示エリア	実機 紫電改	紫電改タイトル	GB-1	建築手摺面にシルク印刷	600×30	1	○	—	—	—					
		紫電改お手触禁止	GB-2	建築手摺面にシルク印刷	φ30	8	—	—	—	—					
	概要映像		映像案内サイン(タイトル、尺、概要等)	GB-3	アルミ複合板t3IJ出力	1930×1295	1	○	○	—	—				
	引き揚げエリア		解説グラフィック	GB-4	建築ガラス面に透明IJ出力	1500×600	1	○	○	○	—				
展示室	0 導入 はじめに	ゾーンサイン	タイトル+リード文	GC-0-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H100×6/200×300	1	○	○	—	—				
		紫電改の姿	完成写真	GC-0-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	1000×675	1	○	—	—	○	(C29,D15,D10)			
		現在までの経緯	開戦～終戦/発見～現在	GC-0-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×400/ 500×375	2	○	○	—	—				
		簡易年表	開戦→開発→剣部隊編成→不時着水→終戦→発見→引揚げ→現展示館開館→新展示館開館	GC0-4	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	700×300	1	○	○	—	—				
		簡易地図	離陸、戦闘、発見位置など	GC-0-5	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	400×300	1	○	○	○	—				
		当時の写真	引き揚げ時写真など	GC-0-6	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	300×200	2	○	—	—	○	C12,D19			
	1 紫電改とは	ゾーンサイン	タイトル+リード文	GC-1-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H100×6/200×300	1	○	○	—	—				
			部品キャプション (番号表示)	GC-1-2	アクリルキューブ+CS切文字	20×20×20	60	—	—	—	—				
		紫電改解説	紫電改の概要	GC-1-3	アクリル板t3IJ出力	600×274(表示面)	2	○	○	○	○	(C29,D15,D10)	G5(E-1,2)		
			紫電改解剖図	GC-1-4	アクリル板t3IJ出力	600×274(表示面)	4	○	○	○	—	※解剖図+部品の位置を表示(部品キャプションと連動)	F1		
			開発経緯 (強風→紫電→紫電改)	GC-1-5	アクリル板t3IJ出力	600×274(表示面)	3	○	○	○	○	C7,C9,C10, F5~7,C33,C34	G3,G4		
			引き揚げ時写真	GC-1-6	アクリル板t3IJ出力	600×274(表示面)	1	○	—	—	○				
			特徴解説 (フラップ、エンジン等)	GC-1-7	アクリル板t3IJ出力	600×274(表示面)	5	○	○	○	—		G1,G2,F2,F3,F4		
	2 引き揚げられた紫電改	ゾーンサイン	タイトル+リード文	GC-2-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H100×11/200×300	1	○	○	—	—				
		引き揚げ経緯	発見から引き揚げに至った経緯	GC-2-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×400	1	○	○	—	—		G11,12		
		引き揚げ手順	引き揚げ当日の流れ	GC-2-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	400×300	1	○	○	—	—				
		引き揚げエピソード	・エピソード『34年目の浮上』	GC-2-4	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	700×350	1	○	—	—	○	※抜粋文章			
		引き揚げ時写真	引き揚げを見守る人など	GC-2-5	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	300×200	2	○	—	—	○	C15,C27			
	3 紫電改にまつわる人々	ゾーンサイン	タイトル+リード文	GC-3-0	強粘着CS切文字+シルク印刷	H100×11/200×300	1	○	○	—	—				
		3-1.三四三空 剣部隊	コーナーサイン	タイトル+リード文	GC-3-1-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H75×7/200×300	1	○	○	—	—			
			三四三空剣部隊 紹介	三四三空 剣部隊とは	GC-3-1-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	○	—	○		G8	
				三四三空 剣部隊 簡易年表	GC-3-1-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	400×300	1	○	○	—	—		G6	
				・エピソード	GC-3-1-4	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	—	—	○	※抜粋文章、松山上空の大空中戦、彩雲、米軍から見た剣部隊 など	E10	G7,G9,10
				隊員たちの姿	GC-3-1-5	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	360×270/300×225	4/5	○	—	—	○	C30,C31,E11-15		
		3-2.未帰還の6名	コーナーサイン	タイトル+リード文	GC-3-2-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H75×7/200×300	1	○	○	—	—			
			未帰還の6名 紹介	戦闘301新選組 武藤金義 29歳	GC-3-2-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	1290×1650	1	○	○	—	○	※写真+抜粋文章	E7	
				戦闘301新選組 米田伸也 21歳										E8	
				戦闘301新選組 今井進 20歳										E6	
	戦闘407天誅組 溝口憲心 21歳			E5											
	戦闘701維新隊隊長 鷲淵孝 25歳	E9													
戦闘701維新隊 初島二郎 22歳	E4														
3-3.地上からの想い	コーナーサイン	タイトル+リード文	GC-3-3-1	強粘着CS切文字+シルク印刷	H75×8/200×300	1	○	○	—	—					
	遺された言葉	隊員や遺族の手記や投稿より	GC-3-3-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450/400×300	1/2	○	—	—	○	※抜粋文章 ※要確認 三四三空隊誌等より抜粋				
3-4.引き継がれた想い 引き継ぐ想い	コーナーサイン	タイトル+リード文	GC-3-3-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	○	—	○	※松山城や女学生の歌のエピソードにも触れる	D9			
		エピソード「紫のマフラー」	GC-3-3-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	○	—	—					
		引き揚げに尽力した人たち	引き揚げから引き継ぎへ	GC-3-4-2	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	○	—	—				
		当時の新聞記事・資料・写真など	GC-3-4-3	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	400×300	5	○	—	—	○	※縦横は資料合わせ ※県所有資料+新聞記事より				
		「陽光桜」	平和の桜「陽光桜」	GC-3-4-4	アルミ複合板t3IJ出力 浮かし留め	600×450	1	○	○	—	—	E4			
	子ども達の作文	子どもたちの作文	GC-3-4-5	IJ出力	—	1	—	—	—	○	※可変式	G13			
メッセージ (エピローグ)	未来へのハガキ	案内サイン (ハガキ書き方、掲示可否確認、注意事項など)	GD-1	アクリル板t3IJ出力	250×400	1	○	○	○	—					
	みんなのオモイ	案内サイン	GD-2	アクリル板t3IJ出力	100×148	2	○	○	—	—					
ロビー	おわりに	ご挨拶	GE-1	建築壁面にシルク印刷	300×600	1	○	○	—	—					
		ご協力者	GE-2	建築壁面にシルク印刷	300×300	1	—	—	—	—					
共通		注意喚起サイン (お手触禁止)	S-1	アクリル板t3IJ出力	50×50	10	○	—	—	—					
		注意喚起サイン (撮影禁止)	S-2	アクリル板t3IJ出力	50×50	5	○	—	—	—					

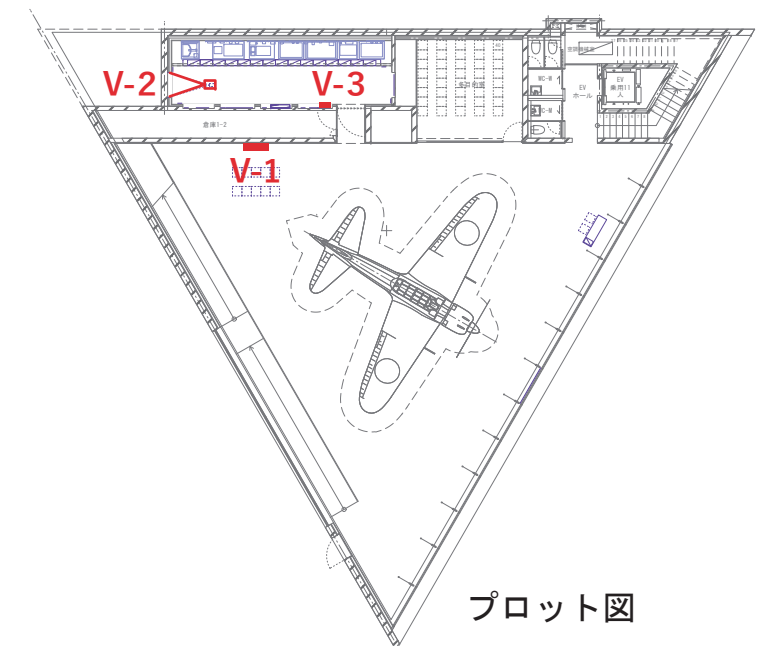
特記事項

- ・ 翻訳は受注者にて行う。
- ・ 参考資料や発注者提供資料を元に受注者にて解説文の作成を行い、監修者による監修および、担当者の承認を受ける。
- ・ 指定分については受注者にて版権費を負担する。(別途著作権リスト参照)
- ・ 原則としてルビを入れる。設定範囲(小学生○年生以上)は協議の上決定すること。

室名	コーナー	No.	内容	音声	テロップ	素材				仕様	備考
						支給	スキャン	購入	撮影		
実機エリア	概要映像	V-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機画面</li> <li>本編×2本 「(仮)紫電改開発」 「(仮)紫電改にまつわる人」</li> </ul> 既存映像素材を活用しながら新規撮影を加えて編集し新たな2本の映像を制作する	Na	○	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>3～5分×2本</li> <li>55型モニターほか</li> <li>センサー式</li> <li>既存映像素材の購入及び著作権処理を行う</li> </ul>	・既存映像：南海放送所有
展示室	2. 引き揚げられた紫電改	V-2	引き揚げ時、作業中、海底の静止画スライドショー	—	○	○	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポット型プロジェクターほか</li> <li>静止画のループ再生</li> <li>県所有の紙焼写真をデータ化する</li> </ul>	・県所有紙写真 37点
	3. 紫電改にまつわる人々 3-4.引き継がれた想い 引き継ぐ想い	V-3	タッチモニタによる資料閲覧	SE	—	○	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>21.5型タッチモニターほか</li> <li>将来的に運営側で追記できるプログラム</li> <li>県所有の紙資料をデータ化する</li> <li>新聞記事データを購入する</li> <li>タイトルは日英併記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県所有紙資料 想定：A3程度 約100点 A1～A0 約10点</li> <li>新聞記事：愛媛新聞 23点 ※著作権リスト参照</li> </ul>

特記事項

- ・ 指定分については受注者にて著作権費を負担する。（著作権リスト参照）
- ・ 翻訳は受注者にて行う。



**紫電改展示映像②**

**「最強の戦闘機・紫電改」 ～遅すぎた紫電改の誕生～ (仮題)**

太平洋戦争後期、それまでの主力戦闘機・零戦が米軍機の性能向上により空戦での劣勢を強いられたため、零戦に代わる戦闘機の開発が急がれた。開発にあたった川西航空機は、水上戦闘機「強風」を陸上戦闘機化して「紫電」を誕生させるが、その機体は未だ改善の余地があった。そして紫電の参戦から間もなく、改良機「紫電二一型」いわゆる「紫電改」が開発されるが、それはまさに「日本海軍最強の戦闘機」と称されるものだった。

画面	音声(例)
<p><b>アバン</b></p> <p>紫電改を知る人たちのインタビュー(断片的に)</p> <p>同録</p> <p>元紫電改パイロット</p> <p>元紫電改設計技師</p> <p>自動空戦フラップ開発者の一人</p> <p>元紫電改パイロット</p> <p>紫電改の姿</p> <p>30" / 30"</p>	<p>「いろんな面から言って、紫電改は最高の飛行機」</p> <p>「紫電改は400機くらいしか作りませんでした非常に強い戦闘機で…」</p> <p>「旋回性能が良い」</p> <p>「紫電改が上がって行ったら、エライ飛行機が日本にできよったぞ、と。びっくりした、と」</p>
<p><b>オープニングタイトル</b></p> <p>10" / 0'40"</p> <p style="text-align: center;"><b>「最強の戦闘機・紫電改」 ～遅すぎた紫電改の誕生～ (仮題)</b></p>	
<p><b>「紫電改」開発への経緯</b></p> <p>太平洋戦争初期 零戦の活躍</p> <p>NA.</p> <p>零式艦上戦闘機 機体</p> <p>零式艦上戦闘機 隊列</p> <p>米軍新鋭機の登場</p> <p>NA.</p> <p>ヘルキャット</p> <p>ムスタングなど</p> <p>30" / 1'10"</p>	<p>日中戦争から太平洋戦争にかけて、各地の戦場で活躍した、零式艦上戦闘機、通称ゼロ戦——。その優れた運動性能から、当時世界の戦闘機の頂点に君臨していました。</p> <p>しかし、太平洋戦争中期になると、米軍はゼロ戦を凌ぐ新型戦闘機を次々と投入——。それらは馬力、攻撃能力など様々な面でゼロ戦を凌駕するものでした。</p>

**日本の次世代戦闘機開発**

三菱、中西、川西など 各社開発の戦闘機

三菱、中西、川西など 各社開発の戦闘機

元紫電改設計技師

20" / 1'30"

NA.

「アメリカ軍機に負けない機体を」——日本の戦闘機メーカー各社は、米軍機に対抗できる新たな戦闘機の開発に全力を注いでいくのです。

同録

今にして思えば、アメリカのほうが進んでたでしょうね。でもその時分は「アメリカに負けるもんか」ということでやってたと思います。

**日本海軍の切り札「紫電改」の誕生**

紫電～紫電改の誕生

強風

紫電

NA.

ゼロ戦に代わる戦闘機として、川西航空機は水上戦闘機「強風」を陸上戦闘機化して「紫電」を開発。馬力、攻撃能力ともゼロ戦を凌ぐ「紫電」でしたが、その機体にはいくつかの課題が残されていました。

NA.

川西航空機は、「紫電」の改良を急ぎます。主翼の位置を中翼から低翼へと下げ、胴体の直径を絞り込み、かつ前後に長くすることでスマートな形状に。そして部品の数を3分の2にまで減らして、量産性を大幅に高めたのです。

——「紫電改」の誕生でした。

旋回性能解説イラスト

NA.

エンジン出力は、米軍の新鋭機ヘルキャット、ムスタングなどと並ぶ2,000馬力で、ゼロ戦の2倍。20ミリ機銃を4挺搭載し、基本的なスペックは米軍機と比べてまったく遜色のないものでした。

同録

それまで私は零戦ばかりでしょ。グラマンに非常に叩かれた。紫電改の姿を見た時に、こりゃあ凄いぞ、零戦の比じゃないぞ、と、皆手を叩いて喜んだ…

NA.

さらに、旋回性能は、軽量のゼロ戦にも匹敵するほどのもので、それを可能にしたのが、紫電改に搭載されていた「自動空戦フラップ」です。ベテランパイロットはもちろん、若年パイロットにさえも、旋回半径の小さい急激な方向転換を可能にしたのです。

自動空戦フラップの搭載

自動空戦フラップの発信機

旋回性能解説イラスト

30" / 2'40"

自動空戦フラップ開発者の一人

元紫電改パイロット

第三四三海軍航空隊の編成

三四三海軍航空隊

三四三海軍航空隊 当時のようす

遅かった紫電改の登場

紫電改の姿

1'00" / 3'40"

同録

この(自動)空戦フラップに尽きますね。だいぶ空戦のやり方が変わったというか…

同録

アメリカの戦闘機は機動性が無かったね。相手が400mくらいでUターンする間に、こっちは200mで回転して先に後ろにつけるからね…

NA.

太平洋戦争末期——紫電改は第三四三海軍航空隊を中心に配備され、日本本土に來襲する米軍機と度々空戦を繰り広げ、大きな選果を上げました。

NA.

しかし、終戦までに製造された紫電改は、わずか400機ほど——戦局を開閉するには、あまりにも遅すぎた紫電改の登場でした。

NA.

終戦とともに、紫電改の姿は歴史の中に消えていきました。しかし、最高の戦闘機を開発した日本の航空機開発技術は、その後現在に至るまで、たしかに受け継がれているのです…

**エピソード**

現在へと受け継がれる航空技術

Y5-11

新明和工業の工場 など

25" / 4'05"

**エンドタイトル**

5" / 4'10"

**「最強の戦闘機・紫電改」 ～遅すぎた紫電改の誕生～ (仮題)**

**紫電改展示映像①**  
**「甦った紫電改」 ～空の勇士よ 永遠なれ～** (仮題)

昭和53年、久良湾の海底で発見された一機の紫電改。太平洋戦争末期、米軍との戦闘で海に沈んだ紫電改は、遺族や関係者らの熱意によって、海中から引揚げられ、修復・保存されることとなった。本動画では、この紫電改が辿った運命、発見から引揚げ、そして修復・保存へと至る経緯と、そこにまつわる人たちの姿を紹介していく。

画面	音声 (部分例)
<p><b>アバン</b></p> <p>海底の紫電改</p> <p>NA.</p> <p>海底に沈んでいる紫電改</p> <p>引き揚げ作業</p> <p>引揚作業</p> <p>見守る遺族</p> <p>引揚げられる機体</p> <p>25" / 25"</p>	<p>昭和53年11月——</p> <p>愛媛県宇和郡城辺町、現在の愛南町 久良湾(ひさよわん)の海底で、太平洋戦争当時の戦闘機、紫電改の機体が発見されました。</p> <p>その翌年、所属部隊の遺族、愛媛県関係者など多くの人たちの見守る中で、海底で眠っていた紫電改は、じつに34年ぶりに、姿を現したのです。</p>
<p><b>オープニングタイトル</b></p> <p>10" / 0'35"</p> <p style="text-align: center;"><b>「甦った紫電改」 ～空の勇士よ 永遠なれ～</b> (仮題)</p>	
<p><b>太平洋戦争末期</b></p> <p>太平洋戦争末期</p> <p>米軍による制空権の掌握</p> <p>米機動部隊 ~空戦のイメージ</p> <p>三四三部隊の紫電改写真</p> <p>三四三部隊 集合写真</p> <p>30" / 1'05"</p> <p style="text-align: right;">其他三四三部隊 写真</p>	<p>NA.</p> <p>太平洋戦争の末期——</p> <p>米軍は日本本土上空の制空権を掌握し、日本本土への攻撃を繰り返すようになります。</p> <p>来襲する米軍機を迎え撃つため、日本海軍は最新鋭機「紫電改」を配備した第三四三海軍航空隊、通称「剣部隊」を編制——</p> <p>本土防衛の任にあたらせたのです。</p> <p>7月24日 空戦MAP 大村基地→豊後水道</p>

**豊後水道での空戦 昭和20年7月24日**

7月24日 空戦MAP  
大村基地→豊後水道

NA.

昭和20年7月24日——

三四三部隊の紫電改は、呉軍港爆撃に襲来した米海軍部隊を迎え撃つために長崎県の大村基地から出撃。豊後水道周辺で米軍の艦載機編隊と熾烈な空中戦を繰り広げ、敵機16機の撃墜が報告されました。

空戦イメージ映像

未帰還の6名 写真

NA.

しかし、この日の戦闘で、三四三部隊も6機の紫電改が未帰還となりました。

鷲淵孝大尉、武藤金義少尉、初島二郎上飛曹、米田伸也上飛曹、今井進一飛曹、溝口憲心一飛曹の6名が帰らぬ人となってしまったのです。

45" / 1'50"

**甦る紫電改**

紫電改の引揚げ

NA.

昭和53年に久良湾で発見された紫電改は、この時の戦闘で未帰還となったうちの機体であると言われています。

「この紫電改を引揚げてほしい——」

元三四三海軍航空隊員、遺族など多くの人たちから上がった声は、困難な引揚げに消極的だった各方面を動かしました。

陳情書の提出などを受けた愛媛県は、昭和54年7月、紫電改の引き揚げ作業を行ったのです。

海底の紫電改

紫電改引揚げの

引揚げられた紫電改

慰霊祭など

紫電改の修復・保存

NA.

愛媛県はこの紫電改を修復保存することを決定。かつて紫電改の開発製造を手がけた旧川西航空機、現在の新明和工業株式会社が修復作業にあたりました。フジツボに覆われ、腐食の進んでいた機体は、7人の技術者によって繊細で細やかな修復作業が施されました。

機体の調査にあたる技術者たち

修復作業映像・写真

修復作業を終えた紫電改

NA.

あえて全面的な修復は行わず、なるべく原形を残す形での進められた保存作業…

修復された機体

修復された機体

1'40" / 3'30"

**エンディング**

久良湾 遠景

NA.

紫電改 機体

25" / 3'55"

かつて、闘いで傷つき、力尽きた紫電改が沈んだ久良湾——。

甦った紫電改は、今、そのおだやかな海を見下ろす丘の上で、静かに自らの物語を伝えてくれています。

**エンドタイトル**

5" / 4'00"

**「甦った紫電改」 ～空の勇士よ 永遠なれ～** (仮題)

- ・紫電改引き揚げ時の写真をスライドショー形式で投影する。
- ・引き揚げ当日の紫電改や周囲のようすを臨場感をもって感じていただく。

- ・県所有の写真 37 点をスキャンしデータ化を行う

数秒毎に画面が切り替わる 全37点

尾翼部分は各所が破損しており網を張って補強し引き揚げられた

引き揚げられた台船に置かれた紫電改 機体の内部を調査する関係者

操縦席風防に菊花が飾られたまま浮上した機体

キャプション(日)

繰り返す

旧展示写真より 全写真 21点

県所蔵写真 全写真 16点

- ・紫電改引き揚げ時の貴重な資料を、一般の方にもご覧いただけるよう初公開する。
- ・プログラムは容易に追記できる仕様とし、今回入れられなかった資料や、今後新たに見つかった資料、更に未来に引き継いでいく上での記録などを追加し、引き継いでいくものとする。
- ・県所有の紙資料 110点をスキャンしデータ化を行う (A3以内100点、A1~A0 10点程度)
- ・新聞記事(愛媛新聞) 23点を購入のうえスキャンしデータ化を行う
- ・データ化する資料については、県の担当者および監修者と協議のうえ決定すること

トップ画面

タイトル(日英)

画面にタッチしてください

操作案内(日英)

タイトル一覧画面

上下にスクロールするとほかのタイトルが表示

数秒放置でトップ画面

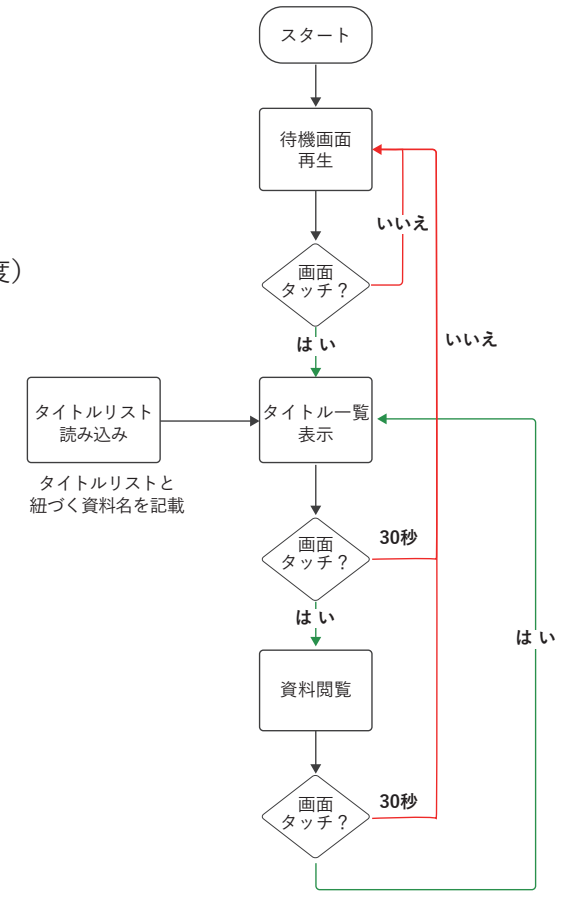
タイトル(日英) ▼ 概要説明(日)

資料画面 (資料:約110点+新聞記事23点)

矢印で次の資料画面へピンチアウトで拡大戻るでタイトル一覧画面へ

数秒放置でトップ画面

キャプション(日)



- タイトル案
- 「紫電改の発見」・・・発見～引き揚げ決定までの調査・協議書等
  - 「引き揚げにむけて」・・・引き揚げ決定～引き揚げまでの調査・協議書等
  - 「引き揚げ手順」・・・引き揚げ当日の手順、段取り、運搬ルート、タイムスケジュール等の資料
  - 「紫電改の姿」・・・引き揚げ時、引き揚げ後の写真等
  - 「鑑識結果」・・・鑑識結果の調査書・写真等
  - 「紫電改の補修」・・・補修に関する資料、写真等
  - 「保存にむけて」・・・保存に向けての調査・協議書、陳情書、展示館に関する図面、資料等
  - 「慰霊の想い」・・・慰霊事業関係書

